

第三次報告案の修正点

※平成 29 年 12 月 20 日以降の修正

<修正 1>

タイトル (表紙)、I. はじめに (P2, 10~11 行目)

修正内容	
旧	「建築物の安全性確保と既存建築ストックの有効活用及び木造建築関連基準の合理化の両立に向けて (仮称)」 (第三次報告案)
新	「 既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて 」 (第三次報告案)

<修正 2>

II. 既存建築ストックの有効活用に向けた建築行政のあり方

1. 現状と課題

(2) 一時的な建築・利用ニーズに関する現状と課題 (P4, 1~4 行目)

修正内容
また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、2016 年リオデジャネイロ大会と同様、仮設の建築物や 仮設の工作物 がプレ大会やテストイベント時から設置され、1 年を超えて存続する可能性が提起されており、今後開催される国際的な行事等において、同様の問題が生じるおそれがある。

II. 既存建築ストックの有効活用に向けた建築行政のあり方

2. 早急に講ずべき施策

(2) 一時的な建築・利用ニーズへの対応 (P5, 28~31 行目)

修正内容
②特別な事情により、仮設建築物・ 工作物 の存続期間が通常よりも長くなることやむを得ないケースについて、安全性等について審査し、建築審査会の同意を得た上で特例許可により、必要となる期間の存続を可能とする仕組みを導入する。

<修正 3>

II. 既存建築ストックの有効活用に向けた建築行政のあり方

2. 早急に講ずべき施策

(1) 既存建築ストックの有効活用を促進する規制等の合理化

①安全性確保を前提とする規制の合理化 (P4, 12~15 行目)

修正内容
1) 現行制度では、 小規模な建築物であっても 、3 階を特殊建築物用途に供する場合は、厳しい防耐火規制が適用されるが、 小規模な 建築物の 場合規模が小規模であれば 、火災初期の性状は用途による差が小さく、就寝用途以外では煙の降下時間よりも早く避難が完了することが見込まれる。

<修正4>

Ⅲ. 木造建築を巡る多様なニーズに対応する建築行政のあり方

2. 早急に講ずべき施策 (P6, 34行目～P7, 5行目)

修正内容
<p>①高さ13m又は軒高9m超の大規模木造建築物に関し、一律に耐火建築物等とすることを課している現行基準について、火災時の倒壊による周囲の建築物に対する加害防止性を確保しつつ、以下の合理化を図る。</p> <p>1) 対象の合理化</p> <ul style="list-style-type: none">・火災による建築物の倒壊が周囲に影響を及ぼす可能性を空地の確保の状況等に応じて勘案し、規制対象を合理化する。・階高の拡大ニーズや、消火活動を考慮し、高さ16m以下かつ地上3階建以下までは、可燃物量が著しく多いもの(倉庫・車庫等)を除き、大規模木造建築物に係る防耐火規制の対象外とする。 <p>2) 性能に応じた基準の合理化</p> <ul style="list-style-type: none">・主要構造部について消火までの間、建築物の倒壊を防止するために主要構造部に関し必要な性能を確保するとともに、併せて火災範囲の制限及び消火措置の円滑化のための区画の形成等の措置を求める設計方法を導入する。